

国民健康保険

広報特別号

平成 29 年 5 月 1 日発行

●編集／鳩山町

後期高齢者
医療保険料は
2年ごとに
見直されて
います

介護
保険料は
3年ごとに
見直されて
います

10年ぶりに見直します 国民健康保険税率を



医療の進化・高度化に伴い医療費が高額化し、各市町村の国民健康保険特別会計は苦しい財政運営を続けており、鳩山町も例外ではありません。

近隣市町村がこまめに保険税率を見直す中、鳩山町では税率を10年間維持し、国民健康保険特別会計の赤字部分を、町一般会計からの繰入金（年間で約2千万円～7千万円）で補てんしてきました。

一般会計は福祉やまちづくりに充てるための財源であることから、この10年間、それらの費用を抑制して、国民健康保険を優先してきたとも言えます。

しかし、平成28年度の医療費の伸びは7.8%にのぼり、平成29年度も同水準の医療費が見込まれる中、現在厳しい財政状況にある一般会計にこれ以上の補てんを求めることは難しくなりました。

そこで、一般会計からの補てんは、平成29年度に見込まれる医療費に対し、現行の税率で不足する額の半分まで（4千万円を上限）とし、残り半分は保険税率の引き上げにより賄うこととする改正条例が、本年3月議会で可決、4月1日に施行されました。

被保険者の皆さまには、負担が増える苦渋の決断となりましたが、安定的な医療給付を続けるために、ご理解とご協力をお願いします。

保険税率の引き上げの背景、改正後の税率についてお伝えします。

目次

- 国民健康保険特別会計の財政状況・・・2～3ページ
- 国民健康保険税率の改正内容・・・4～5ページ
- 国民健康保険税の計算方法・・・6～7ページ
- 国民健康保険の運営広域化・・・8ページ

1

ピンチです！国保の収支

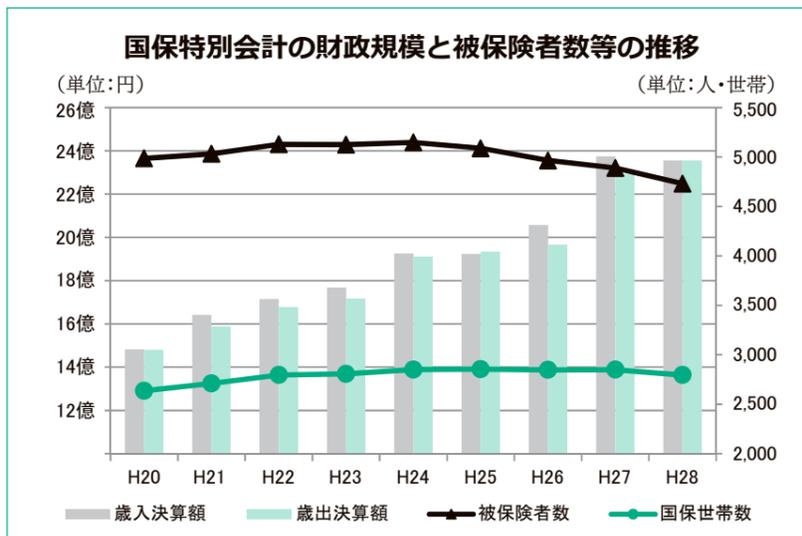
国民健康保険特別会計の財政状況

鳩山町
国民健康保険
特別会計の特徴

国民健康保険特別会計は、国民健康保険（国保）に加入している人が病気やけがで診療を受けたとき、医療費の一部を負担しているものです。

鳩山町の被保険者数や加入世帯数は近年減少していますが、財政規模は年々増加しています。

このページでは、鳩山町の国民健康保険特別会計の財政状況を見ていきます。



※歳入には一般会計からの赤字補てんを含みます。平成28年度は当初予算時の数値です。

増加する医療費と伸び悩む国保税収入で 国保の自主財源だけでは賄いきれていません

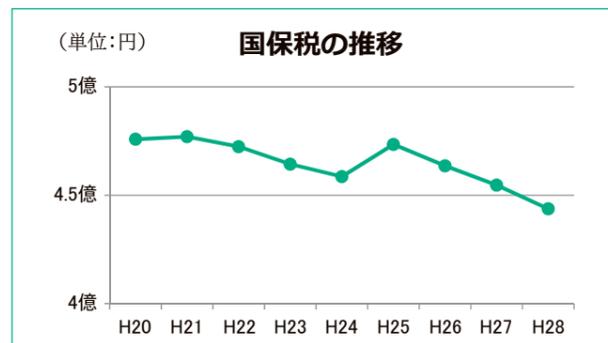
国保税は毎年約1,000万円減少
医療費は10年前から5億円以上増加

国保税はこの10年間、被保険者数の減少等により毎年減少傾向で、平成25年度以降は毎年約1,000万円減少しています。

一方、医療費は、医療技術の発達や新薬の開発、被保険者の高齢化等により全国的に増加傾向となっていますが、鳩山町でも同様に毎年増加しています。

前回、国保税の税率改正を行った平成18年度の医療費は約9億2,000万円でしたが、その後、10年間で約5億4,500万円増加し、約14億6,500万円(約1.6倍)になっています。

また、医療費は毎年度比で2~3%増加していましたが、平成28年度は前年度の決算額との比較では7.8%(約1億6,000万円)増加しており、近年にない急激な増加となっています。



※平成28年度は12月補正時の金額です



※平成28年度は12月補正時の金額です

歳入

被保険者の減少等により、国保税が毎年減少しています。

前期高齢者数の増加により、毎年、前期高齢者交付金が増加していましたが、平成28年度以降は減少しています。

毎年、一般会計からの赤字補てん(法定外繰入)を行っています。

歳出

毎年、医療費が増加しています。

歳出額(平成27年度決算額 約23億円)のうち、60%(約13億6,000万円)が医療費(保険給付費)です。

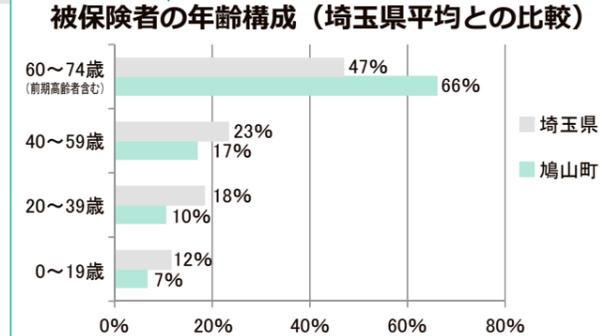
鳩山町の国民健康保険は、被保険者の年齢層が高く、若年層が少ないという構造的な問題もあります。

平成29年度は一般会計からの赤字補てんを行っても、4,400万円の歳入不足が見込まれます

歳入額から歳出額を除いた実質収支の決算額は、平成25年度以外の年度はプラスでしたが、毎年、一般会計からの赤字補てん(法定外繰入)により運営している状況で、過去10年間の法定外繰入金累計額は約3億1,200万円にのぼります。

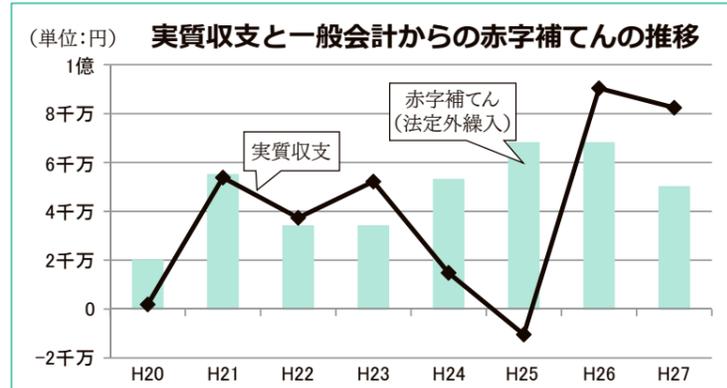
また、平成29年度は、医療費の高騰や歳入の減少等により当初予算の時点で歳入不足額が約8,400万円見込まれるため、一般会計から4,000万円の赤字補てん(法定外繰入)を行います。

一般会計からの赤字補てん(法定外繰入)の当初予算額は、毎年1,000万円から3,500万円でしたので、平成29年度の4,000万円は過去に例のない金額で、一般会計の財政状況が大変厳しい中で、最大限の繰り入れとなります。



額で、一般会計の財政状況が大変厳しい中で、最大限の繰り入れとなります。

しかし、残りの4,400万円の歳入不足額については、現状では補うことができず、今後も不足額が増加することも考えられることから、今回、国保税率の改正(増額)を行うこととなりました。



法定外繰入抑制のための町の取組み

町では、医療費を抑制するため、次のような取り組みを行い、国・県からより多くの交付金を得よう努めています。皆さまのご協力をお願いします。

- 特定健診・保健指導の受診勧奨
- ジェネリック医薬品の利用促進
- 生活習慣病重症化予防事業
- データ分析による保健事業
- 国保税収納率向上対策 など



2

所得割と均等割の2方式に変更されます

国民健康保険税率の改正内容

国民健康保険税は、(1) 国民健康保険に要する費用に充てるための「医療分」と、(2) 75歳以上の方の医療費の4割を支援するために徴収される「後期高齢者支援分」、(3) 介護保険制度の一部を負担するために40歳以上64歳以下の方から徴収される「介護分」から構成されています。



このページでは、国民健康保険税の改正内容を見ていきます。

【図1】課税方式・1年あたりの税率・上限額

国民健康保険税の構成			改正前	改正後	改正内容
(1) 医療分	所得割	所得に乗じる率	6.2%	7.6%	1.4%増
	均等割	1人当たりにかかる額	12,000円	33,000円	21,000円増
	資産割	固定資産税に乗じる率	30.0%		廃止
	平等割	1世帯当たりにかかる額	20,000円		廃止
	一世帯当たりの最大額(賦課限度額)		52万円	54万円	2万円増
+					
(2) 後期高齢者支援分	所得割	所得に乗じる率	1.3%	1.6%	0.3%増
	均等割	1人当たりにかかる額	8,000円	11,000円	3,000円増
	一世帯当たりの最大額(賦課限度額)		17万円	19万円	2万円増
+					
(3) 介護分 ※40～64歳にかかる	所得割	該当者の所得に乗じる率	1.2%	1.4%	0.2%増
	均等割	1人当たりにかかる額	12,000円	14,000円	2,000円増
	一世帯当たりの最大額(賦課限度額)		16万円	16万円	変更なし
(4) 合計 ※全員が40～64歳の場合	所得割	所得に乗じる率	8.7%	10.6%	1.9%増
	均等割	1人当たりにかかる額	32,000円	58,000円	26,000円増
	資産割	固定資産税に乗じる率	30.0%		廃止
	平等割	1世帯当たりにかかる額	20,000円		廃止
一世帯当たりの最大額(賦課限度額)		85万円	89万円	4万円増	

医療分の算定方法を変更

医療分の算定に関して、次の理由から「資産割」と「平等割」を廃止しました。①所得割を補完する「資産割」は固定資産税にかかり、二重課税であるとの批判や、所得のない方に負担感があつたため。②単身世帯が増えている現在、1世帯2万円の負担は重い。③平成30年度から予定されている国民健康保険運営広域化において、埼玉県では所得割と均等割での算定が行われるためです。

これにより、資産が多い人の税額は下がり、被保険者の少ない世帯の負担の伸びは小さく、高所得者や被保険者の多い世帯の負担は大きくなる傾向があります。

医療分の算定方法の変更内容

4方式(変更前)	2方式(変更後)
所得割 (所得額×〇%)	所得割
資産割 (固定資産税額×〇%) → 廃止	
均等割 (1人当たり〇円)	均等割
平等割 (世帯当たり〇円) → 廃止	

ほとんどの市町村で保険税率が見直し

市町村国民健康保険会計は、全国的にひっ迫状況にあることから、平成30年度から、国民健康保険会計は県が運営し、各市町村は県が請求する納付金を支払うようになります。(詳細は8ページを参照)
この納付金の額は、一般会計からの繰入金がないものとして計算されるため、本町を含め、ほとんどの市町村で定期的に保険税率の見直しがなされる見込みです。

低所得に対する均等割の減額を拡大・拡充

税率改正と同時に、均等割の減額対象を拡大し、減額割合を1割上乗せし、2割減額の区分を創設しました。(下記参照)

【図2】低所得者に対する国保税均等割の減額割合

1世帯(世帯主を含む)の前年の合計所得金額が下記基準以下の場合に該当

改正前		改正後	改正内容
33万円以下	6割	33万円以下	7割 拡大・拡充
被保険者数×26.5万円 + 33万円	4割	被保険者数×27万円 + 33万円	5割 拡大・拡充
被保険者数×48万円	以下 軽減無	被保険者数×49万円	2割 創設

※被保険者数には後期高齢者医療制度に移行し、継続して同一世帯に属する方と擬制世帯主を含みます。
※所得には前年1月～12月までの分離課税所得(譲渡・株式・先物等)を含み、長期譲渡所得等の特別控除前の金額で計算します。
※65歳以上の方は、公的年金所得から15万円(満たないときはその額)を控除します。
※青色専従者給与及び事業専従者控除額は事業主の所得額とみなします。

【図3】低所得者に該当する場合の「均等割額(1人当たり1年度かかる額)」

区分	通常	7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯
(1) 医療分	33,000円	9,900円	16,500円	26,400円
(2) 後期高齢者支援分	11,000円	3,300円	5,500円	8,800円
(3) 介護分(40～64歳にかかる)	14,000円	4,200円	7,000円	11,200円
(4) 合計(全員が40～64歳の場合)	58,000円	17,400円	29,000円	46,400円

※改正条例が本年3月議会で可決、4月1日に施行されるなど、大変急な改定となり、改定前の税率で予定額をお伝えした方にはお詫び申し上げます。

3

7月中旬に納税通知書を送付します

国民健康保険税の計算方法

このページでは、概算額をご自分で算出する方法をお伝えします。なお、端数切捨ての順番などにより実際の計算（本算定額）とは若干異なりますので、あくまで概算額になります。被保険者全員の所得が分かるものを用意し、7ページのシートにメモしてください。



夫（43歳）、妻（38歳）、子ども（14歳）の3人世帯の場合（夫にのみ介護分がかかる場合）

被保険者	介護分	給与収入	給与所得	賦課対象所得額 (所得 - 33万円)
1 夫	有	500万円	346万円（確定申告書の「所得金額の合計」から転記） ※確定申告の手引きに掲載されている、給与所得控除の計算式から、 500万円 ÷ 4 × 3.2 - 54万円 = 346万円と計算もできる。	313万円 ※給与所得 346万円 - 33万円
2 妻	無	103万円	38万円（源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」から転記） ※給与所得控除の計算式から、103万円 - 65万円 = 38万円と計算もできる。	5万円 ※給与所得 38万円 - 33万円
3 子	無	0円	0円	0円
世帯計		603万円	384万円	318万円

所得割	税率	賦課対象所得額 × 税率	額	100円未満切捨
(1) 医療分	7.6%	3,180,000円 × 0.076	241,680円	241,600円
(2) 後期高齢者支援分	1.6%	3,180,000円 × 0.016	50,880円	50,800円
(3) 介護分（該当者分のみ）	1.4%	3,130,000円 × 0.014	43,820円	43,800円
(4) 小計				336,200円

均等割	賦課人数	記載する被保険者の人数	均等割額 × 人数	額
(A) 医療分	3人	←全員にかかるため	33,000円 × 3人	99,000円
(B) 後期高齢者支援分	3人	←全員にかかるため	11,000円 × 3人	33,000円
(C) 介護分（該当者の人数）	1人	←40～64歳の夫にのみかかるため	14,000円 × 1人	14,000円
(D) 小計				146,000円

II	1年度（4月～3月）にかかる国民健康保険税額（年税額）	(4) + (D)	482,200円
----	-----------------------------	-----------	----------

※所得が同じで固定資産税額が106,000円の世帯の改正前の年税額は399,700円でした。（82,500円の増）
※擬制世帯主（被保険者でない世帯主）の所得は、保険税算定では含めませんが、軽減判定では含めて行います。

★年度途中での加入、脱退の場合は、月割りして請求・還付します。なお、加入月は保険税がかかり、脱退月はかかりません。月割額は、年税額 ÷ 12（月） = 482,200円 ÷ 12 ≒ 40,183円が目安となります。（加入・脱退の時点で世帯の所得を再計算するほか、加入・脱退する方の年齢により賦課する均等割の種類が変わりますので、あくまで目安です。）

★口座振替・納付書払の方は、每期約6万円をお納め頂きます。
[年税額 ÷ 8（期） = 482,200円 ÷ 8 = 60,275円（端数は最初の期で調整）]

★年金天引きの方は、毎回約8万円が天引きされます。
[年税額 ÷ 6（回） = 482,200円 ÷ 6 = 80,366円] ※実際は、4・6・8月と10・12・2月とで額が異なります。

改正後の国民健康保険税 税額概算シート

※被保険者全員の所得が分かるもの（給与の源泉徴収票、平成28年分所得税の確定申告書、平成29年度分市町村県民税申告書など）をご用意ください。

被保険者名	介護分の有無	収入	所得 源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、 申告書の「所得金額の合計」など	賦課対象所得額 (所得 - 33万円)
1				
2				
3				
4				
5				
世帯計				

所得割	税率	(1)(2)に転記 賦課対象所得額 × 税率	額	100円未満切捨
(1) 医療分	7.6%	_____円 × 0.076	_____円	_____円
(2) 後期高齢者支援分	1.6%	_____円 × 0.016	_____円	_____円
(3) 介護分（該当者分のみ）	1.4%	_____円 × 0.014	_____円	_____円
(4) 小計				_____円

均等割	賦課人数	記載する被保険者の人数	均等割額 × 人数	額
(A) 医療分	人	←全員	33,000円 × _____人	_____円
(B) 後期高齢者支援分	人	←全員	11,000円 × _____人	_____円
(C) 介護分（該当者の人数）	人	←40～64歳の方	14,000円 × _____人	_____円
(D) 小計				_____円

II	1年度（4月～3月）にかかる国民健康保険税額（年税額）	(4) + (D)	_____円
----	-----------------------------	-----------	--------

★月額 = 年税額 ÷ 12（月） = _____円

★口座振替・納付書払の方の納期毎の負担額 = 年税額 ÷ 8（期）（端数は最初の期で調整） = _____円

★年金天引きの方の納期毎の負担額 = 年税額 ÷ 6（回）（目安） = _____円

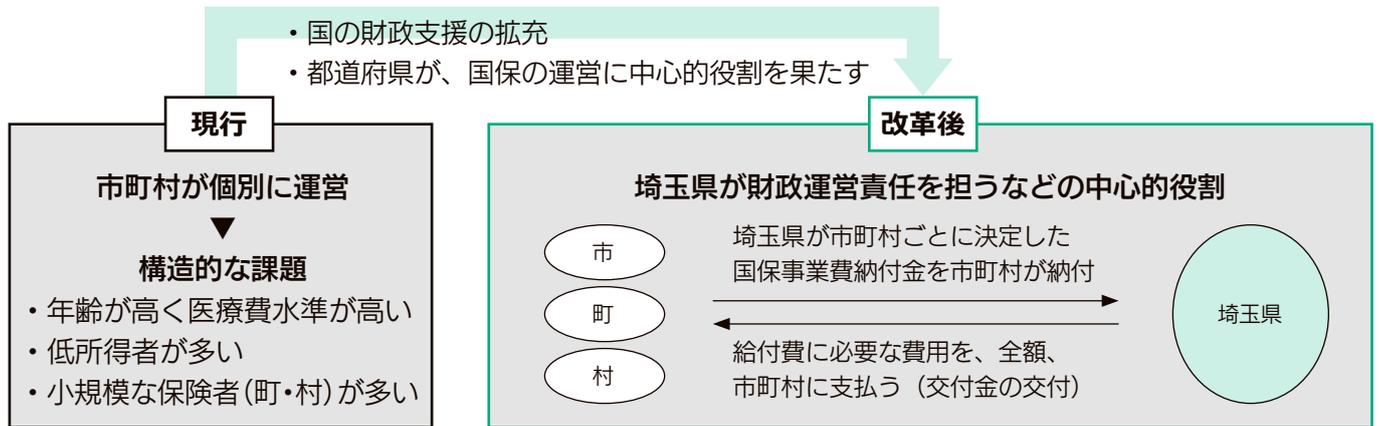
具体的な保険税額は、前年の所得が確定する6月中に算定し、7月中旬に各被保険者の世帯主に送付する「平成29年度国民健康保険税納税通知書」でお知らせします。

前年所得の確定後でない正確な所得額が分からないため、税額の問い合わせは、できる限り、通知書がお手元に届いてからお願いします。

平成 30 年 4 月 1 日から国民健康保険制度が変わります

国民健康保険の運営広域化

国民健康保険は、現在、市町村それぞれが保険者となって運営していますが、平成 30 年度からは都道府県と市町村が共同保険者となって運営する形に変更されます。



- ・国の財政支援の拡充
- ・都道府県が、国保の運営に中心的役割を果たす

市町村の役割

被保険者と関係するきめ細かい事業を引き続き担います。

- ◆資格管理(被保険者証等の発行)
 - ◆保険給付
 - ◆保険税率の決定
 - ◆保険税の賦課・徴収
 - ◆保健事業
- など

埼玉県の役割

財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的事業の確保など、運営の中心的役割を担います。

- ◆市町村ごとの納付金を決定
 - ◆市町村ごとの標準保険税率等の設定
 - ◆納付に必要な費用を全額市町村に交付
 - ◆国保運営方針(県内の統一の方針)を定め、市町村の事務の効率化・標準化・広域化を推進
- など

Q 制度改正で何が変わるの？

A 県と市町村が共同保険者となることに伴い、被保険者証の様式が変わります。

また、高額療養費の多数回該当(※)が通算され、県内市町村をまたがる住所の異動があっても、異動が県内で、かつ世帯の継続性が保たれている場合には、平成 30 年 4 月以降の療養において発生した前住所地の高額療養費の多数回該当に係る該当回数を転居先住所地に引き継ぎます。前住所から通算することにより、被保険者の負担が軽減されます。

※高額療養費の多数回該当…過去 12 か月以内に高額療養費の支給が 4 回以上ある場合に自己負担限度額が引き下げられる制度。

Q 制度改正後も変わらないものは？

A 各種申請や届出(療養費の請求、職場の健康保険に加入した場合など)は、これまでどおり市町村担当窓口で手続きをします。転居した場合は、転居前および転居後の市町村担当窓口で届出をします。

また、保険税の納税通知書は市町村から送られ、保険税も市町村に納めます。

Q 保険税はどうなるの？

A 県は、市町村が保険税を定めるにあたり参考となる保険税率を市町村に示します。市町村は、県で示した保険税率を参考に税率を決定します。

国民健康保険 広報特別号

平成 29 年 5 月 1 日発行

●編集/鳩山町

■問合せ 【国民健康保険特別会計・制度改正に関すること】役場町民課 保険年金担当 ☎ 296-5891
 【国民健康保険税額に関すること】役場税務課 賦課担当 ☎ 296-5892